



いわない 議会だより

発行 岩内町議会
編集 議会運営委員会
〒045-8555
北海道岩内郡岩内町字高台134-1
☎ 0135-67-7081
FAX 0135-67-7106
メールアドレス
gikai@town.iwanai.lg.jp



スーパーダウンヒルチョッカリ大会
(1月9日)

2017. 2
No. 135

第4回定例会報告	P 2～3
一般質問	P 4～17
議会日誌	P 18

第4回 定例会 報告

平成28年度各会計補正予算等を審議する第4回定例会は、12月5日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、議案審査のため、休会に入りました。
12月12日に再開し、5名の議員により町政各般にわたり一般質問が行われ、引き続きいて議案の審議を行い、12月15日閉会しました。

審議した案件

議案第1号から議案第13号までの13件は原案可決、陳情第4号は採択、意見案第1号から第3号は原案可決となりました。

《予算》

○平成28年度一般会計補正予算
役場庁舎等原子力放射線防護対策工事費約3億8千2百万円などを追加補正及び岩内地方衛生組合負担金（じん芥処理分）約6千5百万円を減額補正しました。

○平成28年度国民健康保険特別会計補正予算
職員給与費約27万円などを追加補正しました。

○平成28年度介護保険特別会計補正予算
職員給与費約9万円などを追加補正しました。

○平成28年度下水道事業会計補正予算
公共下水道整備事業に伴う債務負担行為として1億円を追加補正しました。

《条例設定・改正》

○岩内町ふるさと納税基金条例設定
返礼品付ふるさと納税の導入に伴い、指定寄附金の適正な管理と運用を図るため、条例を設定しました。

○岩内町費職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例設定
人事院勧告に準じた岩内町費職員の介護休暇制度の変更及び介護時間制度の創設等について、所要の改正をしました。

○岩内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例設定
岩内町議会議員の期末手当の支給割合について、改正をしました。

○岩内町費特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定
岩内町費特別職員の期末手当の支給割合について、改正をしました。

○岩内町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例設定
岩内町教育委員会教育長の期末手当の支給割合について、改正をしました。

○岩内町費職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定
人事院勧告に準じた岩内町費職員の給料及び勤勉手当の支給割合の改定並びに扶養手当の支給額の変更等について、所要の改正をしました。

○岩内町税条例の一部を改正する条例設定
地方税法等の一部改正に伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る所得の分離課税等について、所要の改正をしました。

○岩内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例設定
外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る保険税の課税の特例について、所要の改正をしました。

《その他》

○温泉供給料金の減免
社会福祉法人あけぼの福祉会の温泉供給料金を減免しました。

審議した陳情・意見書

○「岩内マウンテンヴィレッジ開発プロジェクト」の早期実現についての陳情採択

○地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
原案可決

○大雨災害に関する意見書
原案可決

○JR北海道への経営支援を求める意見書
原案可決

可決された意見書は、関係省庁に送付しました。



地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっています。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められています。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっております。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えています。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成28年12月15日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣

殿

岩内町議会

議長 永井 明

大雨災害に関する意見書

北海道では本年8月、台風7、11、9号が相次いで上陸し、さらに台風10号の影響による集中豪雨に伴う河川の氾濫などにより、住宅や農地への浸水被害及び道路・鉄道の決壊や土砂災害が発生したところであり、また、定置網・養殖施設被害など水産被害も大きなものがあります。

このように全道各地で甚大な被害が発生し、住民のくらしや経済活動に多大な影響が生じています。

こうしたことから、住民が一日も早く、安心して暮らす生活を取り戻すことができるよう早急な災害対策と今後の防災対策が必要とされています。

この度の災害からの迅速な復旧と今後の防災対策に向け、下記の事項について特段の配慮を強く要望いたします。

記

1. 自治体の応急対応や復旧復興に要する経費について特別交付税による財政支援や災害復旧事業債の資金確保など十分な地方財政措置を講ずること。
 2. 被災した道路・河川・鉄道等の公共土木施設、水道施設、農地・治山・林道・漁港等の農林水産業施設、社会福祉施設、医療機関、学校等文教施設及び文化財等の災害復旧に対して支援を行うこと。
 3. 復旧だけではない水害に強い河川の改修への財政措置を講ずること。
 4. 一級河川のみならず、北海道管理河川においても浸水被害解消のため、抜本的な河川改修が可能となるよう特段の財政措置を講ずること。
 5. 住宅被害を受けた被災者が、もとの生活を取り戻すための必要な各種支援制度について、十分な財政措置を講ずるとともに、迅速かつ柔軟な運用を行うこと。
 6. 農林水産業への被害について、農林漁家の経営意欲を後退させないよう災害に強い農山漁村づくりへの措置を講ずること。
 7. 大量の流木等が農地の復旧や漁業の操業等の支障とならないよう流木等の災害廃棄物の迅速な回収や処理に必要な経費に対し、特段の財政措置を講ずること。
 8. 被災中小企業に対し資金繰り支援を行うこと。
 9. 異常気象等を起因とする災害発生状況を踏まえ、より強靱な道路・河川を初めとする公共施設の整備を推進するため、老朽化施設の補修・更新や施設の日常の維持管理に対して特段の財政措置を講ずること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成28年12月15日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣
内閣府特命担当大臣(防災)

殿

岩内町議会

議長 永井 明

JR北海道への経営支援を求める意見書

11月18日、JR北海道は、現在の営業路線のおよそ半分となる10路線13線区を単独では維持が困難であると発表しました。

この路線のいずれかが廃止となれば、その地域の過疎化が促進され、地域の経済や住民のくらしを破壊することになります。

公共交通機関としての役割を放棄するものであると言わざるを得ません。

JR北海道は発足当初から、国の経営安定化基金により経営を維持しており、積雪寒冷地という気象条件もかさなり、設備の維持管理には多額の費用が必要であります。

よって国においては、地域住民の日常生活に重要な移動手段である鉄道を北海道において公共交通機関としての役割を發揮できるように、JR北海道の経営が自立できるよう財政支援を図るよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成28年12月15日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
財務大臣
国土交通大臣

殿

岩内町議会

議長 永井 明

一般質問 (要約)

12月12日、13日 5名の議員による一般質問が行われました。

志賀 昇 議員 (新政クラブ)

財政運営について

■質問■

本年度の執行方針では、各種事業の必要性や重要性、優先度等を慎重に判断し、安定した財源確保に努め、健全な財政運営に努めるとしているが、

1. 各市町村の普通交付税で岩内町は、1億7千160万3千円の減と報道されたが、最も根幹をなすのが歳入であると思うが、今後の財政運営上への影響及び減額要因は。

2. 財政調整基金は、近隣町村と比較して大幅に少なく、危機的状態と思われるが、10年前からの推移及び本町の財政規模での基金額の理想は。

3. 財政運営上、人件費が大きく影響する、本町も、平成17年度から5年間人件費を削減した。人件費の増高は配慮しなければならぬと思われる。

町の人口は、13,000人を切る状況になっている。人口に見合った行政事務の進め方及び組織機構の大係制による効率性・効果は。また、コンピュータによる事務の効率化が進められ省力化が進むが、どの様に推移するのか。

■町長■
1. 本年度の普通交付税や臨時財政対策債の額が大きく減少したことから、現時点での決算見込みでは、財政調整基金を一定程度取り崩さなければ

ならない厳しい見通しになると考えている。また、平成28年度予算で財政調整基金の多くを歳入財源として予算計上しているため、平成29年度予算編成では計上できず、財源不足が懸念される。

本年度の普通交付税の額が今後のベースとなることから、中期的な見通しは、現行の事務事業や今後計画されている事業の全てを実施した場合、単年度収支の均衡が図れない財政運営になると推測される。

普通交付税減額の主な要因は、普通交付税の基準財政需要額に算入されている過疎債などの元利償還金の額が減少していることに加え、特に、国勢調査による人口の減少が大きく影響し、その人

口減少の影響を緩和するための段階補正係数が想定を下回ったことが要因であると分析している。

2. 本町の財政調整基金の残高は、平成19年度末では2億7千858万円であり、平成23年度末には3億8千122万円まで増加したものの、その後の取り崩しにより、平成27年度末では1億8千193万円まで減少している。決算時にどの程度取り崩すかは、今後の財政需要にもよるが、現時点では本年度末の残高は減少するものと見込んでいる。理想的な財政調整基金の残高は、町の標準財政規模の約1割に相当する4億円程度を最低限の目安額として保有すべきと考えられる。

今後、業務の一元化、施設管理の集約化、人口減少時代に即した職員配置の実施など、行政需要の変化にも敏感に対応していく。



3. 行政機能を高いレベルで維持していくためには、行政事務全般にわたる継続的な取り組みが必要不可欠であり、時代の要請にあつた組織機構への転換と住民満足度の向上を目指した全庁的な取り組みを行ってきたい。

今後、業務の一元化、施設管理の集約化、人口減少時代に即した職員配置の実施など、行政需要の変化にも敏感に対応していく。

台風による

災害対策について

■質問■

本年8月、北海道に上陸・通過・接近した台風は、過去に例のない怖さを見せつけた。特に浸水被害が大きく、想定外の雨量のため大きな被害を受けたが、

1. 本町においても、河川等の整備にあたり降水確率が設定され、河川の計画降水水位が決定されており、今後、発生するかもしれない降雨災害に対応するため、確率年の見直しをすべきと思われるが取り組みは。

2. 大きな被害を受けた自治体は、避難所が使えないとし、避難計画やハザードマップなどの見直しを検討しているが、本町においても低地に位置している箇所もあり、検討の必要は。

■町長■

1. 河川に関する町の実態としては治水事業において、被害を防ぐ観点から降水確率の大きな数値を設定しており、砂防施設の確率年は、50年から100年で整備している。

橋の架け替え等の事業が生じた場合は、道路事業設計要領で示されている補助河川の内「その他河川」の確率年10年から50年の中で過去の災害事例や上流側橋梁の整備計画などの整合を計り、10年で設計している。

排水計画においても、町が管理する普通河川の流下能力を市街地を中心に把握するため5河川の調査を実施したが、流下能力のばらつきがあり、一番大きい確率年は30年で、一番小さい確率年は3年未満との結果を得ている。

調査結果を基に排水能

力に見合う改修工事を順次施工しているが、集中豪雨対策については、平成28年8月北海道大雨激甚災害を踏まえた水防対策検討委員会」の検討結果や河川整備及び水防対策のあり方等の通知・指針を注視し、適正な降水確率年の設定ができるよう努める。

2. 地域防災計画と水防計画で、町内の16施設を指定避難所としており、防災マップなどで住民周知に努めているが、指定避難所の中には、低地や河川の近くに位置している避難所もあるため、降雨災害時の避難所の開設にあたっては、洪水や水害に対して、安全が確保できる避難所を選択して開設することとしている。

今後は、降雨、土砂災害など、災害区分に対応した避難所を指定するなど、住民の方がより分かりやすく、安全な避難に役立つような避難計画や防災マップへの改善も必要と考える。

漁業振興について

■質問■

本年度の執行方針では、資源の維持・管理及び増大が必要で、長期的な視点に立ち支援するとしているが、取り巻く環境は厳しく、昭和57年度の市場取扱高は、61億900万円と本町の経済を支えてきた。

にんに代わる漁業として、すけそう延縄漁業の振興やさけの孵化放流事業、なまこ放流事業、にしん種苗放流事業と取り組まれているが、漁業環境の変化が著しく、これを克服するため養殖、蓄養、放流等に取り組むことが求められているが、

1. 本町も有望な海洋深層水の活用が命題となっており、これを活用するため、アワビ養殖に取り組むべきと考えている。第一段階として、実証実験をし、生育状況や水質の適合性、販売収支

の状況等を検証し、効果が期待できる場合には養殖に取り組むべきと思うが。

2. 近年の漁業は漁獲量が減少傾向にあり、回遊魚は水温上昇等に伴い、今まで獲れなかった魚種も水揚げされている。

今までの種苗放流に加え、市場取引単価の高いタイの種苗放流を試験的に取り組み、将来の漁業生産に期待が出来ると思うが。

3. 近年岩内港でハタハタ、シヤコ等の魚類が確認され資源の回復が見られる。今後は、これらの魚類の資源増殖の取り組みと漁獲方法の調査、研究に取り組むべきと思うが。

■町長■
1. アワビ養殖の取り組みは、これまで道内各

地で取り組みが行われてきたが、採算性や放流効果が顕著に現れないこと、近年は安価なアワビが輸入されていることから、増養殖に対する意欲が減退しているものと認識している。

本町も過去に稚貝を放流したが、近年の生産量は0トン、生産額は50万円から百万円の間で推移している。

このようなことから、本町の基本的な施策の方向を定めた「岩内町総合戦略」においても、アワビの増養殖を実施する施策として位置付けていないが、海洋深層水の利用方策の観点から、今年度より、地場産業サポートセンターの実験用水槽において、栽培公社産アワビ種苗の飼育実験を開始している。今後、漁業者から要望があつた際には、このデータも活用しながら要望への対応を検討する。

2. タイの代表種であるマダイは南方系の魚種であり、岩内沖合での生

息実態が無く、稚魚の放流による資源の増大を見込むことは非常に難しい。

しかし、ブリが北海道内で漁獲されるなど、近年、南方系の魚種が根付く事例が見られるようになってきており、岩内沖合の資源の分布も変化していく可能性があることから、漁業者の意向を充分に踏まえながら、今後の海域での漁獲の変化など、資源動向を見極めていく必要がある。

3. ハタハタ、シヤコについては、漁業者による資源管理の取り組みが



重要な魚種であり、漁業者自らが積極的、献身的に努力している状況で、資源が増加した際は、漁業者が資源の持続的な利用を検討し、資源管理に取り組み必要がある。資源の利用方策の検討や調査研究は大変重要で、将来にわたって漁業者が適切に資源を利用していくために欠くことができないものと認識している。漁業者から要望が寄せられた際には、中央水産試験場や水産技術普及指導所などと連携し、しっかりとサポートする。

大石 美 雪 議員 (日本共産党議員団)

原子力防護施設は本当に安全なのか・防護施設の陽圧値について

■ 質 問 ■

1. 岩内町や後志管内の放射線防護施設の陽圧はみな同じ数値なのか。
2. 共和町に移転したオフサイトセンターも同じ15パスカルなのか。
3. オフサイトセンターの代替施設となる寿都町の総合文化センター、喜茂別町の農村環境改善センター、道庁の3カ所も同じ陽圧15パスカルなのか。
4. 放射線から逃れるための施設の陽圧基準が定まっていることをどのように考えるか。
5. 最大瞬間風速の風が吹いたとき、陽圧施設に外気とともに放射能が吹き込むのではないか。
6. 町の防護施設は最大風速何メートルまで室内を陽圧できるのか。
7. 町の防護施設の送風機は何気圧までの送風ができるのか。
8. 陽圧の設定数値を高めるには施設の改修・送風機等の交換が必要になるのか。
9. 送風管の材質や耐震強度、送風管を支える支柱の強度規定などはあるのか。
10. 送風管が飛来物で穴が開く場合、送風による陽圧を維持できるのか。
11. 建物の壁に吹き付ける風の風速を考慮した陽圧値を設定すべきで15パスカルは住民の立場で考えると崩壊していると思うか。
12. 町の防護施設の設定差圧は15パスカル。泊原発から直線で5キロの施設は要配慮者を安全に守ることができるとか。建物を陽圧化する場合100パスカル以上の陽圧が要求されるのであれば陽圧の変更が必要ではないのか。
13. 放射線防護施設には外部からの放射能をさえぎるため、窓には鉛板重層カーテンや含鉛ビニールレーザーカーテンが設置されているが、窓が広く設置数が多い西小学校などを含めこうした対策はどうするのか。
14. 無人になる施設の開錠、送風機の起動などは誰が行うのか。
15. 新たに放射線防護対策工事を行う庁舎の陽圧はどのように決めるのか。陽圧値に対する全国施設との差圧に対する町の所見は。



16. 陽圧値については、国や規制委員会が責任をもつて統一した基準を策定するよう国や道に声を上げる必要があるのではないか。

4. 平成26年8月に国より示された「放射線防護対策に係る基本的な考え方について」の中で、「差圧の設定は、最低限、年間を通じた平均風速に耐え得ることが必要」と示されており、これが一つの基準だと考える。

7. 設計上は約12パスカルまで送風可能だが、工事施工後の陽圧測定試験では、最大で20パスカルを計測している。

11. 国より示されている考え方に基づき、建物の壁に吹き付ける風の風速を平均風速とし、必要な陽圧値を設定しており、問題は無いと考える。

16. 技術的知見も必要なことから、国においてより具体的な整備基準が示されるべきであり、会計検査院からも所見が出されているため、今後、国が判断すべきものと考えられる。

17. 町はこの陽圧値で3日間の一時避難計画としているが、放射能から逃げることも出さず被ばくを強要する避難施設になつてしまつてはないのか。

5. 第2種機械換気方式を採用しており、給気側が機械換気、排気側が自然換気であるため、室内圧力は正圧であり、放射線防護区画に想定していた風圧より高い風圧がかかり、外部からの空気が一時的に流入しても、送風機より空気を送り続けることにより、設計値以上の室圧まで上がるため、陽圧が維持出来ると思われる。

12. 整備する施設が全て気密性の高いコンクリート建屋であり、加えて、国から示された基準に基づく陽圧化工事により、放射性物質の浸入を防ぐ機能は果たすことが出来ていると考えている。

14. 放射線防護施設の手順や操作を記載した施設運営マニュアルを作成しており、西小学校は、集合場所開設要員として派遣する町職員により、施設の開錠及び送風機の起動などを行う。

17. 早期避難が困難な要配慮者の避難リスクを軽減するため、一時的に退避できる施設の放射線防護対策としており、国の基準に基づき陽圧化したもので、要配慮者の放射線防護対策として有効と考える。

■町長■

1. 岩内町及び後志管内では、10施設が放射線防護対策事業を実施しており、設定差圧は、19パスカルが1施設、15パスカルが8施設、10パスカルが1施設である。

2. オフサイトセンターの設定差圧は、15パスカルである。

6. 国から示された考え方に基づき、年平均風速により設計しており、最大風速に対する検討はしていない。

10. ダクトなどの材料は、営繕工事の共通仕様書などにより、品質・規格が定められており一定の強度を有しているが、管を破損させるような飛来物に対してまでは想定していない。

13. 放射性物質の浸入を防止する観点から気密性の確保と、陽圧化による放射性物質影響緩和対策など、施設の状況に合わせた整備を講じている。

15. 本年4月に会計検査院より、全国で実施された放射線防護対策事業の各施設の実測差圧に差があることが報告されたことは承知しているが、現時点で国からは、「放射線防護対策に係る基本的な考え方について」の見直しなどの通知もないため、この考え方で積算

3. 寿都町の総合文化センター、喜茂別町の農村環境改善センター、北海道庁の3カ所は、30km圏外なので、放射線防護対策事業は実施されて

管の破損により穴が開いた場合は、その損傷度

また、外部からの放射

また、外部からの放射

また、外部からの放射

また、外部からの放射

町の水道事業について

■質問■

1. 家事用の大口の使用者は家事用とせず、使用水量にふさわしい負担を求める方向で見直すべきではないか。

2. 滞納世帯への町の対応は。

3. 滞納してしまいう世帯の主な原因は。

4. 平均使用水量について、0.5m³の使用水量の世帯の方々は水道料金への不満があるのではないか。これを解消して滞納を減らすことが必要ではないか。

5. 家事用の使用水量が5m³以下の世帯への配慮も含め、年金生活者、母子世帯などへの水道料金の軽減に取り組む必要があるのではないか。

6. 水道使用者には割高感の残らない料金体系を作るべきではないか。

■町長■

1. 岩内町の水道料金は用途別に、基本料金及び超過料金を設けている。

実際は、給水装置の様のほか、利用形態等も申込み段階で確認し、適切な用途で認定している。単に使用水量の多さによって判断すべきではないと考える。

2. 毎月の督促状の発付のほか、未納が長期間となった場合には催告書の送付や訪問により納付相談などを行い、納付へ導くよう努める。

3. 病気や定職に就けないことが多く、このほか借金が多いなどである。

4. 水道料金は、給水サービスの対価であることから、できるだけ低廉かつ公平でなければならず、平均使用水量が11トンである現状においては適正であると考ええる。

今後水道使用者に対して水道料金へのご理解をいただけるよう努力する。

5. 6. 水道事業を経営するに当たり、適正かつ能率的な運営に努め、最小の経費で最大の効果をあげるようにしなければならぬと考える。

こうした中、水道事業は、料金収入の伸びが期待できない中で、水質管理の強化、泥水や震災に備えた施設水準の向上、老朽化施設の更新など、収益の増加につながる投資を行っていく必要がある、事業者としての責任を果たすため、技術及び財政の安定した基盤を有することが重要と考える。

町としては、住民の負担増とならないよう現行の料金体系の維持に努

ていきたいと考えており、水道料金の軽減の取組や料金体系の見直しは、現時点では困難であると判断している。

公共施設のトイレの洋式化について

洋式化について

■質問■

1. 小中学校それぞれのトイレの洋式便器の割合は。

2. 特に2つの中学校のトイレの洋式便器の割合が低いのは。

3. 文部科学省は、公立小中学校のトイレを改修する場合、費用の3分の1を補助している。早期の洋式便器への改修のめどは。

4. 保育所の洋式便器の割合は。

5. 保育所の大人用のトイレの洋式便器の割合は。

6. 保育所の洋式便器の割合が低いのは。

7. 保育所の大人用も併せて洋式便器への改修のめどは。

8. 地域交流センターのトイレの1階、2階、3階全体での男女別での洋式便器の割合は。

9. 地域交流センターの洋式便器の割合が非常に低いのは。

10. 地域交流センターの洋式便器への改修のめどは。

11. 避難者収容施設の洋式便器の割合を大幅に高める必要があるのでは。

は。

12. 避難者収容施設27施設の設備の洋式便器の進捗状況は。

13. 避難者収容施設の洋式便器の割合を高めるなど利用目的にふさわしい設備と備えを早期に実現しなければならないのでは。

■教育長■

1. 児童生徒用トイレの洋式便器の割合は、平成28年11月30日現在、東小学校では、43箇中、23箇で約53%、西小学校では、27箇中、21箇で約78%、第一中学校では、42箇中、6箇で約14%、第二中学校では、38箇中、8箇で約21%である。

職員用と体育館のトイレは、すべて和式となっている。

2. 中学校の洋式便器の割合が低い要因は、現状のスペース内に必要となる個数の確保を優先したことによるものと考えられる。

3. 平成29年度に第二中学校の施設改修工事に併せて、関連する担当と協議を進めている。

また、さらなるトイレの洋式化は、今後、関連する担当と検討する。

8. 1階、2階、3階全体での男女別の洋式便器の割合は、男性用では14個中3個で21%、女性用では31個中3個で10%である。

11. 12. 13. 原子力防災計画では、町内の27施設を避難・退避所に利用できる施設としており、この27施設のトイレの洋式便所の割合は、56.9%となっている。

9. 地域交流センター

中でも、収容可能人員

4. 大人用と子ども用を併せて、東山保育所が10個中2個で20%、中央保育所が10個中6個で60%、西保育所が12個中10個で83%である。

5. 東山保育所が3個中0個で0%、中央保育所が2個中0個で0%、西保育所が3個中1個で33%である。

10. 現在、地域交流センターは、施設の利用人数がある程度限られているため、各階でのトイレの利用頻度もそれほど多くない。現時点では具体的な改修計画はないが、今後の利用人数や利用状況などを踏まえながら、必要に応じて判断する。

6. 各保育所の建設当時の時代背景が要因であると考えられる。

現時点では、洋式便所が不足している施設があることは認識しているが、防災上の避難者収容は別に対応すべきと考えており、来年度より非常用洋式トイレなどを配備することで、避難集合場所としての機能を高めていく。

7. 現在、具体的な計画や時期を示す段階に至っていないが、建設年次からの経過年数も踏まえ、老朽化等の大規模改修等にあわせて、判断したいと考える。

小中学校の学力向上と

学校図書館図書標準の

充実について

教諭配置に取り組んできているのか。

また、平成26年7月29日の改正で11学級以下の学校の対応は。

11. 学校図書館法の一

5. どのような計画を策定し本と親しむ環境整備を行ってきたのか。

6. 小・中学校における学校図書館の役割は。

7. それぞれの校舎の何処に学校図書館を設置し、利用状況は。

8. 各学校では学校司書の配置や図書館運営にどのように取り組まれているのか。

9. マルチメディア時代に対応した学校図書館運営の充実と利用促進を図るため図書館資料、視聴覚機器、情報機器の整備などはどのように取り組まれてきたのか。

10. 町として学校図書館法の一部改正の通知をどのように受け止め司書

11. 学校図書館法の一部が改正され、学校が開いている時間なら常に図書館の力ギも空いている開館時間の確保や授業での活用が図られるようになったが各学校ではこうした取り組みは行われているのか。

12. 平成27年度の基準財政需要額図書分はいくらで、決算額、充当率は何か。

13. 平成28年度の基準財政需要額図書分はいくらか。

14. 学校図書館図書標準と現在所蔵している蔵書冊数との比較では蔵書

冊数が何冊足りないのか。

15. 第一中学校・第二中学校の標準蔵書冊数は。

16. 学校図書館図書標準との現在所蔵している蔵書冊数との比較では蔵書冊数で何冊足りないのか。

17. 図書標準の目標に届かない数値は今後どのように対応していくのか。

18. 文科省の有識者会議からのガイドラインに沿った町への通知は届いているのか。
ガイドラインに沿った改善策の内容は。

19. 学校図書館図書標準と現在所蔵している蔵書冊数、「子どもの読書活動の推進に関する法律」や子どもの健やかな成長を図る事との整合性は取れているのか。

20. 学校図書館はその活用と学校司書の配置や図書標準に合った蔵書数の確保に向けた予算の執行により、学校全体で、明るく利用しやすい環境を作り出すことが学力の向上につながるのでは無いのか。

4. 読書は、考える力や文章を書く力、理解力を養うこと、いろいろな価値観に触れることなど、読書の時間が増加することは、大変意義があると認識している。

5. 市町村子ども読書活動推進計画の策定については、平成29年度中の策定に向けて準備を進めており、各小中学校の図書室をはじめ、文化センター図書室などの連携により、読書活動が推進されるよう、社会全体の取り組みを進めていく。

2. 3. 全国学力学習状況調査の結果は、ほとんどの項目で、全国及び全道の平均正答率より低い結果であった。
教育委員会では、個々に応じたきめ細かな指導や英語活動への積極的な取り組み、放課後や長期休業中の補充的な学習などを行うことにより、学力全体の底上げを図っている。

7. 東小学校、西小学校は2階東側、第一中学校は3階西側、第二中学校は3階中央。また、利用状況としては、国語や朝読書の時間、放課後の図書への貸し出しなどを行っている。

8. 学校司書は、図書室機能の充実・活性化を図るには、有効な手立てだと認識している。

9. 各学校では、廊下などに教諭が勧める図書を紹介する取り組みや、ポスター作製による啓発など、様々な取組を行っている。また昨年、学校図書運営相談事業を実施し、図書室の運営の充実と利用促進に努めている。

10. 教員の人事配置の際、司書教諭が配置されるよう要請している。また、11学級以下の学校については、図書の専門係を設置し、読書の推進を進めている。

11. 各小学校では、決められた時間に本の貸し出しをし、施錠はしていない。各中学校では、決められた時間に本の貸し出しをし、それ以外の時間は施錠している。

12. 平成27年度の基準財政需要額図書分は364万5千円、決算額は69万円、充当率は約19%、平成28年度の基準財政需要額図書分は345万2千円。また、他町村の充当率は公表されたデータが確認できないため比較できない。
教育委員会では、毎年度、学校全体に係る予算を考慮し関連する担当と協議の上、設定している。

13. 平成28年度における標準蔵書冊数は、東小学校は9千160冊、西小学校は7千960冊。

14. 現在の蔵書冊数は東小学校で4千573冊、西小学校で5千381冊であり、標準蔵書冊数との比較では、東小学校は4千587冊の不足、西小学校は2千579冊の不足となっている。

15. 平成28年度における標準蔵書冊数は、第一中学校は8千480冊、第二中学校は9千600冊。

16. 現在の蔵書冊数は第一中学校で7千877冊、第二中学校で6千217冊であり、標準蔵書冊数との比較では、第一中学校は603冊の不足、第二中学校は3千383冊の不足となっている。

17. 文化センター図書室や子ども絵本館と連携した取り組みや、学校間の連携ネットワーク化など、学校図書室の充実・活性化に向けて検討する。

18. 文科省の有識者会議からのガイドラインは、今後、後志教育局を通じて、市町村教育委員会に通知されると伺っている。

18. 文科省の有識者会議からのガイドラインに沿った町への通知は届いているのか。

ガイドラインに沿った改善策の内容は。

19. 学校図書館図書標準と現在所蔵している蔵書冊数、「子どもの読書活動の推進に関する法律」や子どもの健やかな成長を図る事との整合性は取れているのか。

20. 学校図書館はその活用と学校司書の配置や図書標準に合った蔵書数の確保に向けた予算の執行により、学校全体で、明るく利用しやすい環境を作り出すことが学力の向上につながるのでは無いのか。

19. 来年度策定する市町村子ども読書活動推進計画において、子どもの読書活動の推進に関する法律の理念に基づき、その責務を果たしていきたいと考える。

20. 図書室の充実は、児童生徒の学習に対する関心や意欲を育み、学び方を身につけるためには、重要な施策であると考え、これから、教育委員会では、今後も図書室の充実に努める。



斉藤 雅子 議員（公明党）

改正年金機能強化法（無年金者救済法）

にともなう町独自の

取り組みについて

■質問■

無年金者対策として公的年金受給に必要な保険料納付期間を25年から10年に短縮する法律が成立し約64万人が年金の受給資格を得る事ができるといわれ、これは無年金となる人を大幅に減らす効果が期待できるが、

1. 新たな年金受給対象者に日本年金機構から請求手続きの書類が郵送されるが、町として分かりやすい周知方法・情報提供の仕方が必要と思うが。

2. 独り暮らしの高齢者などの手続きについて、町は相談窓口を設けて対応すべきと思うが。

3. 保険料の免除・猶予についての周知・啓発活動、児童・生徒への年金教育の充実が求められると思うが。

■町長■

1. 2. 受給資格期間の短縮は平成29年8月1日からとされ、9月分の年金から受給対象となるのは、保険料納付又は免除期間が10年以上25年未満の方である。

これまで、国及び日本年金機構より情報はないが、町は、年金請求や免除申請等の一部を、国からの法定受託事務として取り扱っているので、請求窓口になると考えられる。

また、国と協力・連携のもと、保険料の後納や

免除猶予などの制度周知をしており、このたびの制度改正の周知も想定している。

したがって、最も身近で、住民サービスを提供する町の役割として、広報等での情報発信や請求等の相談、サポートを積極的に行うことが重要であり、相談窓口は、町の年金窓口で対応可能と思われるが、場合によっては、他スペースを活用し、対象者の円滑な請求に配慮する。

3. 町としても、保険料の免除等について、新成人への啓発パンフレット配布のほか、定期的な広報掲載をしているが、児童・生徒への年金教育は、少子高齢化、労働人

口の減少等を踏まえ、国が、町や関係機関と連携を図り、進めることが必要と考える。

町としては、児童・生徒など年金加入年齢前の町民に、公的年金の社会保障としての理念に対する理解が一層深まるよう、国の施策に協力、連携し、国民年金制度の安定的運営に配慮する。



13歳未満の子どもに

対するインフルエンザ

予防接種の助成

拡大について

■質問■

インフルエンザ予防接種のワクチンが4種類になった事により予防接種料金が値上げした。ワクチン接種の値上げで大きく影響を受けるのは免疫効果を高めるため一定の間隔を空けて2回接種を必要とする13歳未満の子どもを持つ家庭であり値上げが家計を圧迫し、接種を控える家庭が増える可能性もあり対応が必要と考える。

■町長■

13歳未満のインフルエンザの接種回数は2回であり、昨年、ワクチンが変更され接種料金が上がり、家計への負担も増えていると予想されるが、インフルエンザ以外の予防接種の種類の増加に伴い、町の予防接種業務に係る経費も増加してきている。

接種費用への助成は、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るうえでは、有効な対策であると認識しているが、継続的かつ安定的な財源の確保が課題ともなることから、各種の福祉施策や岩内町総合戦略に掲げた事業の推進なども含め、子育て支援施策の一つとして、慎重に検討すべき事項と考えている。

■再質問■

13歳未満の対象人数は何人位になるか。

■町長■

インフルエンザ予防接種を接種できる生後6月から13歳未満まで、約1,080人となっている。

食品ロス削減の

取り組みについて

■質問■

食べられるのに捨てられてしまっている食品ロス、農林水産省によると日本では年間1,700万トンの食品廃棄物が発生し、このうち642万トンの食品ロスが発生し、これは国連が食糧難に苦しむ国に援助している総量の約2倍に当たる。そこで本町でも町民の啓発など食品ロス削減の取り組みを進めるべきであると思うが、

■町長■

児童生徒にどのような指導をしているか。

4. 町の災害備蓄食品の消費期限の対応は。

■町長■

1. 食品ロスは、食べられるのに捨てられる食品で、資源の無駄に加え、大量廃棄による環境負荷、食品の水分による焼却炉の効率低下等の原因となるため、その削減は、ごみ減量化、資源有効活用、環境保全から重要で、国も、7月に改定した消費者基本計画工程表に、食品ロス削減国民運動を記述している。

食品ロスの発生要因は、事業者からの規格外品、返品、売れ残り、食べ残し、家庭からの食べ残し、過剰除去、直接廃棄が考えられる。近年、食品ロス削減のため発生段階で抑制しようと、各

1. 町民や事業者への食品ロスを減らす取り組みの普及・啓発についての考えは。
2. 学校給食における食品ロスの現状とその対応は。
3. 学校教育の中で食育・環境教育などを通して食品ロス削減のため、

1. 食品ロスは、食べられるのに捨てられる食品で、資源の無駄に加え、大量廃棄による環境負荷、食品の水分による焼却炉の効率低下等の原因となるため、その削減は、ごみ減量化、資源有効活用、環境保全から重要で、国も、7月に改定した消費者基本計画工程表に、食品ロス削減国民運動を記述している。
2. 食品ロスの発生要因は、事業者からの規格外品、返品、売れ残り、食べ残し、家庭からの食べ残し、過剰除去、直接廃棄が考えられる。近年、食品ロス削減のため発生段階で抑制しようと、各

4. 町では、4種類のアルファ米、乾パン、スティックパン、みそ汁、スープと、保存水の計画的な備蓄を進めているが、保存期間は、一般的には3年から7年であるため、アルファ米やパンなどは保存期間が5年のものを、保存水は、さらに長期保存が可能な7年のものを購入整備している。



消費期限の対応は、地域の防災意識の向上に役

立てるため、消費期限が到来する1年程度前より、防災訓練や防災研修会など、防災活動が行われる様々な機会を捉えて、試食や配布などを行い、有効活用していくこととしている。

■教育長■

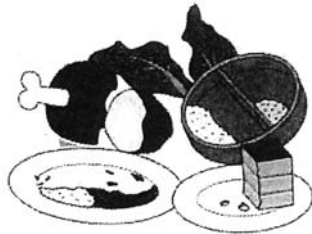
2. 11月30日現在の学校給食の食べ残し量は、小学校で3千62トン、児童1人当たり、1食分の食べ残し量は約41グラム、中学校で1千951トン、生徒1人当たり、1食分の食べ残し量は約39グラムで、食べ残しは、事業系ゴミとして処理している。

3. 小中学校では、食の重要性や感謝の心などを育むことを目標に食育を行っており、児童生徒が給食や食育の授業などを通して、食への感謝の気持ちと資源の大切さを育み、残さず食べることの大切さを指導している。

■再質問■
フードバンクへの寄附なども、検討できないものか。

■町長■

町民の防災意識の向上を図る観点からも、まずは研修会などを通じ、試食や配布などを優先しているが、災害備蓄品の更なる増加になった場合には、フードバンクへの寄附も検討する必要があると考える。



佐藤 英行 議員（市民自治を考える会）

文化活動等の

後援について

■質問■

1. 「二十歳の無言館」上映の後援を拒否した理由は。

2. 後援の可否は何を根拠に判断するのか。

3. 「教育・芸術・文化」の振興をどのように考えているのか。

■町長■

1. 映画の上映そのものではなく、その後に行われるトークショーにおいて政治的中立性を損なう可能性があるものと判断し、後援不承諾を決定した。

2. これまでの後援実績や事業経過等、また、新規の申し出については、主催団体や催し物の

内容、その他必要事項を十分確認のうえ、公序良俗に反しないことや営利を目的としないこと等を基準とした中で後援の可否を総合的に判断している。

3. 町政執行方針にある『心豊かな人と文化を育む町づくり』のため、青少年から高齢者の方まで、豊かな心と感性を育むための様々な学習機会を活用し、体験や鑑賞機会の充実を図ることが、教育・芸術・文化の振興に繋がるものと考えている。

■教育長■

1. 映画上映前後において、政治的主張がなされる懸念があり、政治的中立性を損なう可能性があるため、後援を不承諾とした。

の特性に応じた各種施策を実施しているところであり、芸術・文化に親しむ機会の提供、文化財等の保存および活用、各種団体による活動の奨励と支援などに努めている。



2. 目的・内容が広く一般住民を対象とし、芸術、文化またはスポーツの振興などに寄与すると認められる事業に対して後援を承諾している。法令または公序良俗に反する事業、特定の思想、政治的主張、宗教の普及を目的とする事業、営利を主たる目的とする事業などは承諾には該当しない。

3. 文化芸術振興基本法の基本理念に基づき、自主的・主体的に、地域

臨時・非常勤職員の

処遇について

■質 問■

1. 岩内町における非常勤職員、臨時職員は現在何人か。

2. 8月8日人事院勧告に基づく給与の改定は非常勤職員、臨時職員の賃金には準用しないのか。

3. 準用しないとすればその根拠は何か。

4. 今回の給与改定を非常勤職員、臨時職員を対象とした場合金額はいくらになるのか。

■町 長■
1. 平成28年12月1日現在、非常勤職員が57名、臨時職員が17名、代替登録職員が12名で、延べ86名となっている。

2. 3. 非常勤職員・臨時職員との雇用契約については、基本的には

年度単位での契約であることや、期間についても1年間の契約、数ヶ月間・年間数日・職員不足時のみ等の短期間契約など様々であり、これまでも勧告による改定内容に関わらず、当該年度中の賃金には反映させていない。

また、過去において給与のマイナス勧告があった際も、その影響を考慮して年度内の契約変更はしていないことなどから、これらの実態を総合的に勘案し、これまでどおり翌年度から適用したと考えている。

4. あくまでも参考数値ではあるが、直近月をベースに試算した結果では、11月支給分で約6万9,000円となっている。

■質 問■

1. 特別職報酬等審議会条例による諮問はどのようなときにするのか。

2. 現在の審議員の任期はいつまでか。

3. 新年度予算を立てるにあたって、審議会に特別職報酬等の額について諮問する考えはないのか。ないとすればその根拠は。

■町 長■
1. 審議会は町長の諮問に応じ、当該特別職の報酬等の額について審議し、意見を答申するものと規定されており、その必要に応じて諮問する事として

2. 平成20年11月21日任期満了以後、任命をしていないが、今後、審議会へ諮問する状況になった場合は、特別職報酬等

審議会委員を任命することが必要であり、任期は条例の規定により1年となっている。

3. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律によって、当町においても平成29年10月1日より新

教育長が任命される。新教育長の給料の額の決定については、特別職報酬等審議会への諮問事項であることから、新年度予算編成と並行して審議会への諮問を実施する予定である。

■質 問■
1. 岩内町における子どもの貧困率はいくらか。把握していないとすれば、調査すべきではないか。

2. 教育支援はどのように行っているのか。

3. 生活支援はどのように行っているのか。

4. 保護者に対する就業支援はどのようになっているのか。

5. 子どもの貧困対策経済支援はどのように行っているのか。

検討が大切と考えており、予定していない。生活実態に関しては、北海道において調査を行っており、後志管内における対象地域は、蘭越町と岩内町とされたことから、その分析結果を町の貧困対策の参考としたいと考える。

3. 4. 5. 各支援策については、北海道や関係団体とも連携しつつ、福祉灯油購入助成事業や乳幼児等医療費助成事業などの継続実施、就労サポートセンターによる相談支援事業の活用を図りながら、北海道子どもの貧困対策推進計画による具体的施策が示された段階で、連携・協力可能な事業の実施を検討したいと考える。

■町 長■
1. 子どもの貧困率は、国全体の平均値が公表されており、本町について算定された数値はない。町独自の貧困率の算定は、生活実態を調べ、その結果に基づく対策の

■教育長■
2. 教育支援としては、奨学金制度や幼稚園

岩内町特別職の

報酬について

岩内町における子どもの

貧困対策について

就園奨励補助事業、岩内町就学援助事業を実施している。また、その他の教育支援として、長期休業中や放課後の学習支援、支援員の配置などを行っている。

泊原発の原子力災害対策について

■質問■

11月13日と14日にかけて泊原発総合防災訓練で津波被害を想定した避難訓練が行われたが、

1. 今回の訓練の目的と実施した結果の問題点は。

2. 避難誘導する職員は合計何人を計画しているのか。

3. 男女別、年代別構成はどのようになっているのか。

4. 一般公衆の年間線量限度の被ばく量1ミリシーベルトは超えないのか。

か。

5. 現在個人被ばく限度線量が一般公衆線量を超えて設定している職員はいるか。いとすればその部署と何人か。

6. U.P.Z内の防護対策で避難の指示等の項目で、避難所への誘導に消防職(団)員および警察官等の誘導にしがたいところがあるが、消防団員も原発災害についての業務責任があるのか。

■町長■

1. 訓練の目的は、防災関係機関が協力して原子力防災対策を円滑に実

施出来るよう、防災関係機関の連携と、防災業務関係者の防災技術の向上を図るとともに、地域住民の防災意識の高揚や、防災対策に関する理解促進を図ることとしている。

問題点は、現在、北海道及び13町村並びに関係機関で課題の検証を行っており、今後、報告書としてまとめられる。

2. 避難誘導にあたる町職員の数は、避難誘導責任者15人と班員50人の合計65人となっている。

3. 男女別は、男性29人、女性36人となっており、年代別構成は、20代が28人、30代が15人、40代が16人、50代が16人となっている。

4. 5. 一般公衆の年間線量限度の被ばく量は、1ミリシーベルトとされているが、自治体職員の線量限度は、人事院規則や電離放射線障害防止規則の中で、実効線量が5年間につき100ミ

リシーベルトかつ1年間につき50ミリシーベルト、また、妊娠の可能性のある女性は、3ヶ月間につき5ミリシーベルトなどと定められている。この線量限度は、従事者の安全確保のため厳守すべきであり、この基準を超過して線量限度を設定している町職員はいない。

なお、福島原発事故時に、防災業務に従事した従事者の被ばく量では、一般公衆の線量限度である1ミリシーベルトを超えている例も報告されているため、屋外業務では、適切な線量管理により、被ばく線量の低減に努めなければならないと考えている。

6. 非常勤の消防団員は、地方公務員法により特別職に属する地方公務員と位置付けられ、消防組織法では、「消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する」と明記されている。

消防団員の原子力災害時の業務責任は、法的に

明記はされていないが、本年9月に策定された泊地域の緊急時対応では、「町村職員と協力して屋内避難や一時移転等の協力を実施する」と明記されている。

このため、北海道から各消防署へは消防団員分を含めた防護資機材が貸与されているほか、泊発電所周辺地域原子力防災計画にも、消防団員の活動が含まれているなど、原子力災害時には、住民の救護活動などがなされると考える。

■再質問■

1. 職員に、被ばくを前提となるような業務を行わせる法的根拠は何か。

2. 被ばくまたは、その可能性のある業務を拒否できるのか。

3. 消防団員が被ばくを前提となるような職務をせざるを得ない法的根拠は何か。

4. 被ばくまたは、その可能性がある中で、業務をすることになることを消防団員すべて了解しているのか。あるいは、その業務を拒否できるのか。

■町長■

1. 地方公務員法第30条では、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力をあげてこれに専念しなければならない。」とされており、また、防災業務等は、災害対策基本法第5条に基づき、市町村の責務となっている。

2. 職員は、「職務を遂行するにあたっては、法令、条例等に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない」とされているため、職員は防災業務に従事することとなる。

佐藤 和 嘉議員（志政クラブ）

防犯街路灯のLED（発光ダイオード）化について



3. 4. 泊発電所周辺地域原子力防災計画では、岩内・寿都消防組合の事務又は業務が定められ、消防団員の活動も含まれている。

また、消防組織法で、消防団員は、上司に当たる岩内・寿都地方消防組合の指揮命令において業務にあたることになるため、災害時の活動は、消防組合により判断されるものと考えている。

■再々質問■

1. 被ばくの可能性がある業務についても防災業務に係わるのかどうか。その時の被ばく線量というのは、設定されているのかどうか。

2. 消防団員の災害時の活動で、消防組合によりそのように業務をする判断をしたのか。

判断をしていないとすれば、この計画があるのはおかしいのではないか。

■町長■

1. 原子力災害時の業務は、人事院規則及び電離放射線障害防止規則に定める、上限線量を厳守し、防災従事者の被ばくの低減に努めながら、職務命令をしなければならぬ。

2. 泊発電所周辺地域原子力防災計画を了承する泊発電所原子力防災会議協議会において、岩内・寿都地方消防組合も構成員になっているため、消防組合により判断されるものである。

■質問■

防犯街路灯の町内会等の負担は年々重くなってきたている。

本来、防犯街路灯の設置及び維持管理は行政が担うべきものと考えているが、

1. 現在の防犯街路灯は何灯で、うちLED灯への切り替え数と達成率は。

2. 全町的なLED灯への切り替えを何年計画で進めようとしているのか。

3. 現状の補助率でのLED灯への切り替えは、その財源を捻出することが、町内会等の存続すら危うくすることに

なりかねない。

全町分のLED灯への切り替えを全額町負担で実施すべきと考えるが、町長の見解は。

■町長■

1. 昨年度は238灯、本年度は12月6日現在で123灯がLED化し、町内会の防犯街路灯約1,830灯の内、490灯がLED灯で、達成率は、平成26年3月末の約3%から約27%に大幅上昇している。

2. 町の計画は、整備時期が偏らないよう、今年度から8年間で、白熱灯、蛍光灯、水銀灯など1,200灯の内、約1,000灯のLED化を目標に、各団体の意向を把握、補助を実施する予定。

握、補助を実施する予定。

3. 平成27年4月に、LED灯の補助率を4分の3、上限を3万5千円とした。

■町長■

この2年間、LED化は順調で、補助率見直しは、既に設置した町内会自治会と均衡を欠き、不公平感が生じかねないとも考える。したがって、全額町負担は、目標値の進捗を見極め、将来の課題として慎重に検討すべきと考えられている。

LED化が一定割合で着実に進められるようにと、8年間で約1,000灯の目標値を定めた。

■再質問■

1. LED切り替え計画年数の8年間は長すぎでは。

2. LED化は、平成27年度に補助率等を引き上げ、2年間で、多くの町内会に取り組んでいた。

町有財産の

有効活用について

こうした中、ただちに全額町負担や補助率の引き上げを行うと、均衡を欠き、不公平感が生じかねないと考える。

したがって、LED化補助については、今後の計画の進捗や、各町内会の意向、活動状況なども踏まえ、公平性に配慮しながら検討すべき事項と考える。

■質問■

本町の持ち家の比率は、道内の中でも極めて低く固定資産税に直接影響を及ぼしている。

近年、住宅資金等は借り手市場で、若い人の持ち家願望による需要は少なくないが、

1. 公営住宅跡地の多くが遊休地であるが、それぞれに具体的な計画はあるのか。

2. 地域経済の活性化や税財源の確保のためにも当該跡地をインフラ整備した上で、求めやすい低廉で良好な住宅地に開発供給し、持ち家の促進を図っては如何か。

3. 当該跡地の一部を移住者向けに優遇税制の導入を含め思い切った低廉な住宅地として提供することにより人口増の一

助にすべきと考えるが、町長の見解を。

■町長■

1. 現在、町が所有する主な公営住宅跡地の遊休地は、大浜・栄・相生・宮園・野東地区で一団となっている。これら公営住宅跡地の具体的な計画は現時点ではないが、市街地や各産業の動向、宅地需要、移住者の推移など、町の発展を考え、将来に向けた土地の有効活用を推進するため、本年10月に岩内町普通財産売却基本方針を策定し、現在、旧役場庁舎跡地の売却手続きが進捗中である。

今後は、各公営住宅跡地の立地条件や敷地面積などを考慮しながら、地域バランスや住宅需要などの住民ニーズも踏まえ、遊休地の効果的な活用に向け取り組む。

2. 3. 本年3月に策定した「岩内町総合戦略」では、地域の雇用や子育て、移住などは、地域の

実情に応じた目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめ、若者や移住者向けの住環境等の充実や、子育て支援の充実を図るとしている。

こうした方向性のもと、移住定住・子育て支援事業において、移住者や子育て世帯定住者に対する経済的な支援として、引越し費用や家賃、住宅購入費等の助成制度の創設のほか、移住定住を目的に家屋を取得した転入者への固定資産税の軽減など、各課にまたがる施策が考えられており、その具体化と財源確保について検討を進めている。

特に、町有地の宅地分譲による土地売却は、取付道路や上水道などのインフラ整備に伴う費用が必要となるが、補助費などの直接的な支出は伴わず、固定資産税や使用料の収入増が見込まれるため、町の移住定住施策の

中では財政的な負担が少ないうえ、希望者には効果的な施策であると考え

る。こうしたことから、移住定住施策は地方創生において重要であると認識しており、今後は集中した予算措置も検討しなければならぬものと考え



議 会 日 誌

- 11月 3日 岩内町功労者表彰式
4日 建設産業委員会
7日～9日 横断自動車道に係る中央要望並びに後志町村議会議長会議長研修
会及び第60回町村議会議長全国大会出席
22日 平成28年度商工会議所永年勤続優良従業員表彰式
25日 各派代表者会議
28日 原子力発電所問題特別委員会
29日 社会文教委員会
30日 建設産業委員会
- 12月 1日 総務委員会
2日 議会運営委員会
4日 前共和町長故駒場剛太郎氏町葬出席
5日 第4回定例会招集
12日～15日 第4回定例会再開
14日 建設産業委員会
15日 歳末特別警戒
16日 10大ニュース審査会
19日 スキー場安全祈願祭
- 1月 4日 初セリ
4日 岩内青年会議所新年交礼会
5日 岩内町新年交礼会
6日 岩内消防出初式
8日 岩内町成人式
17日 岩内建設協会・建設業協同組合新年交礼会
23日 岩内体育協会新年会
26日 岩内商工会議所新年交礼会
30日 南後志法人会岩内地区新年交礼会

編 集 後 記

「議会だより135号」をお届けいたします。
第4回定例会での一般質問を中心に編集しまし
た。

ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご
理解願いたいと思います。

なお、議会だよりでは、一般質問を要約して
お届けしています。議会の一部よりお伝えする
ことができませんので、町政を一層ご理解いた
だくため、町議会を傍聴ください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されてお
りますので、ご覧になりたい方は議会事務局へ
お問い合わせください。

なお、町ホームページ内の議会のページに、
代表質問の全文を掲載しておりますので、ぜひ
ご覧ください。

また、議会だよりに対するご意見ご要望等が
ありましたら、議会事務局までぜひお聞かせく
ださい。お待ちしております。

(議会運営委員会)